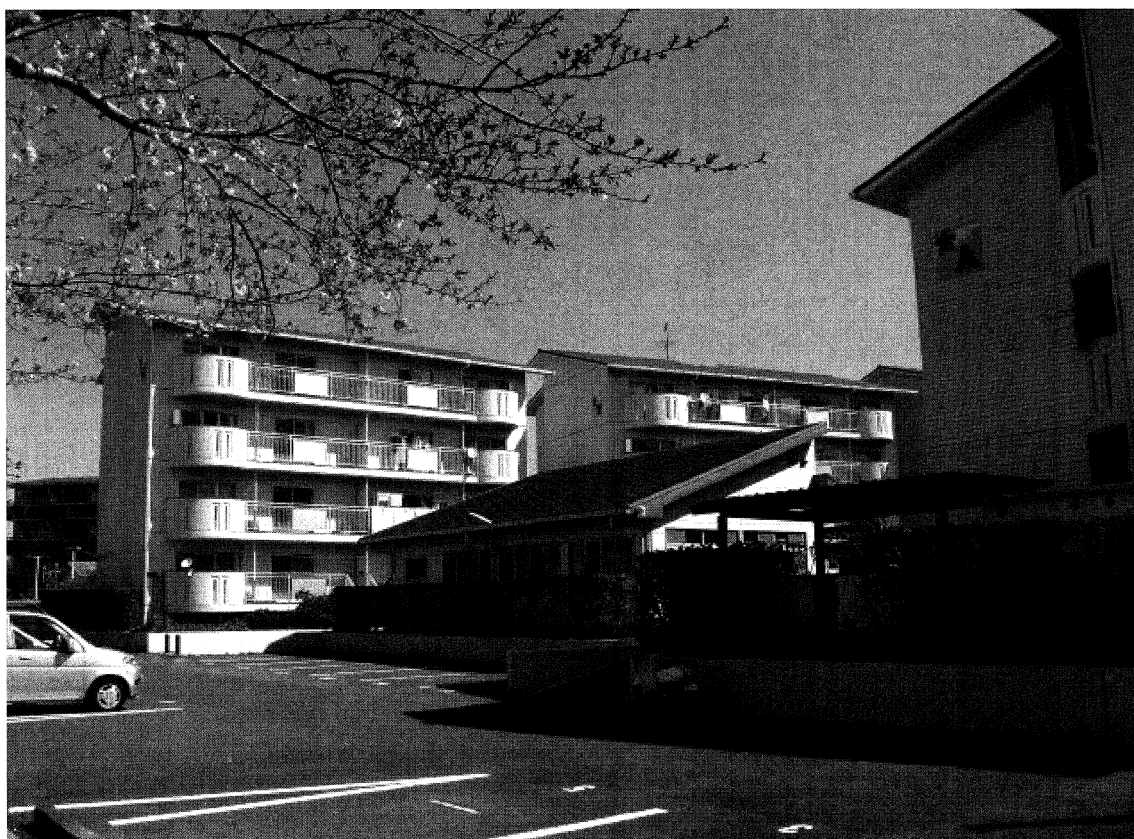


常時、目につくところにおいて、よくお読みください。

町営住宅

すまいのしおり



吉 田 町

は じ め に

町営住宅は、住宅に困っている方々の生活の安定と福祉の増進を図るため、町が国の補助を受けて建設した住宅です。

町営住宅は、入居にあたっての所得制限をはじめ入居中のいろいろな義務が、公営住宅法や町営住宅管理条例等によって定められており、一般の民間住宅とは違っている点があります。これは、建設された町営住宅をその目的に沿って運営して行くためのものですから、この点を御理解のうえ格別の御協力をお願いします。

住宅団地では集団生活が営まれるわけですが、対人関係をはじめとして、日常生活について皆さんがたの約束ごとやとりきめが必要です。

このしおりを参考に、皆さんでよく話し合い、協力し合って、豊かな団地生活を築かれるようお願いします。



目 次

1. 団地の生活について	1
2. 法令違反による明渡しについて	1
3. 入居の手続きについて	
(1) 敷金	2
(2) 入居の日	2
(3) 連帯保証人	2
(4) 電気・ガス・水道等の申込	2
4. 家賃について	
(1) 収入調査	3
(2) 納入	3
(3) 滞納になった場合	3
5. 収入超過について	
(1) 収入超過者の家賃及び住宅明渡し努力義務	4
(2) 高額所得者の家賃及び住宅明渡し義務	4
6. 入居の心得・義務について	
(1) 鍵	5
(2) 確認書の提出	5
(3) 引越し時の注意	5
(4) 表札	6
(5) 管理人	6
(6) ペット類の飼育禁止	6
(7) ゴミの処分	6

7. 届け出・申請・承認等について	7
8. 町営住宅の返還（退去）と修繕について	9
9. 入居者の負担する費用について	
(1) 個々の入居者が直接負担するもの	10
(2) 共益費	10
(3) 修繕費	10
10. 安全なくらしのために	
(1) 団地の防災	13
(2) 地震	13
(3) 水道の事故防止	13
(4) ガスの事故防止	14
(5) 火災予防	16
(6) 非常時の避難方法	16
(7) 落下事故防止	17
11. 快適な生活のために	
(1) 結露（水滴）の予防と措置	18
(2) 排水口・排水管	18
(3) ダニ	19
(4) 室内の設備とその注意事項	20
(5) 室内の防水	21
(6) 共同で使用するもの	22
12. その他について	
(1) 物品販売のあっせん	23
(2) 町営住宅の立ち入り	23
13. 各種届出様式	25

1. 団地の生活について

団地の生活は共同生活です。明るい快適な生活ができるようにいつもお互いにゆずりあい、助けあって皆さんの団地が健康で文化的な楽しいところとなるようにつとめましょう。

住宅内外の掃除、植木、芝生の手入れ、ごみ、排水などの費用は、家賃に入っておりませんので、入居者の皆さん方が協力して行っていただくことになります。自分ひとりだけはやらなくてもよいだろうというような人は団地生活ができません。

住宅の周辺、玄関、階段、廊下等の共用の部分はいつも整理整頓して他人に迷惑や不快の念をもたせないようにしましょう。

2. 法令違反による明渡しについて

次の場合には、町営住宅の明渡しをしていただくことになりますので御注意ください。

- (1) 不正な行為によって入居したことが判明したとき
- (2) 家賃を滞納したとき
- (3) 町営住宅でその共同施設を故意に損傷したとき
- (4) 無断で用途変更、模様替え又は増築したとき
- (5) 正当な理由によらないで、引き続き 15 日以上町営住宅を使用しないとき

上記の事由により住宅の明渡しの請求を受けた場合で、滞納家賃等のあるときはその家賃等を完納のうえ住宅を明渡ししていただくことになります。なお、応じない場合は裁判所へ「住宅明渡し訴訟等」を行うこともありますので、このようなことを起さないようくれぐれも注意してください。

3. 入居の手続きについて

(1) 敷金

「敷金」(家賃の前渡しではありません。)については、家賃の3か月分を納付していただきます。この敷金は、町営住宅を退去するときには利子をつけず全額をお返ししますが、住宅の損傷等により原状回復を要する場合には、その損害賠償額等を控除した残額をお返しすることもあります。

また、入居中は敷金を未納の家賃に充てることはいたしません。退去する時に滞納家賃がある場合は差し引いてお返しすることもあります。

(2) 入居の日

入居していただく期日は入居を指定した日から15日以内です。どうしてもその期日までに入居できない場合は、申込先の吉田町役場住宅担当へ申し出てください。

(3) 連帯保証人

連帯保証人については、皆さんが家賃を滞納されたり、不注意によって町に損害を与えたりすると、町から連帯保証人に対し家賃支払いや損害賠償の請求をすることがあります。

(4) 電気・ガス・水道等の申込み

電気、ガス、水道等の使用申込みは、入居者が直接、最寄りの営業所等へ申し込んでください。また、退去の際も同様をお願いします。

4. 家賃について

入居者は、毎年度収入申告をしていただくこととなっています。この収入の申告に基づく収入額と入居している住宅の立地条件、建設時からの経過年数、規模等に応じて家賃が決定されます。

(1) 収入調査

入居者の皆さんの家賃を決定するため、毎年収入申告書を提出していただき、各入居者の皆さんの収入認定を行い、家賃を決定しますので、必ず収入申告書を提出してください。

なお、入居者がこの収入申告書を指定された期日までに提出されず、収入額が不明となっている場合は、本来の家賃を決定できませんので、近傍同種の住宅家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）となります。

(2) 納入

家賃の納入には、便利な口座振替を御利用ください。口座振替の手続きをされると毎月、指定口座から自動的に引き落としができますので、毎月の金融機関窓口での納付手続きがなくなり納め忘れが少なくなります。

口座振替の手続きは、取扱金融機関の窓口又は吉田町役場住宅担当にお尋ねください。

口座振替が御利用いただけない場合は、「納入通知書」により、毎月末日までに取扱金融機関の窓口で納付してください。

(3) 滞納になった場合

家賃は毎月、納入期限までに必ず納入してください。なお、滞納しますと、督促状等による通知後、連帯保証人に対する請求を行うとともに、裁判所による支払督促等の強制措置のほか、長期滞納の場合、住宅の明渡訴訟を提訴し、退去していただくことになります。

5. 収入超過について

町営住宅は、公営住宅法等に基づき、住宅に困窮している一定基準の収入以下の方のために建設されています。この基準を上回る収入がある入居者については、入居年数等に応じて次の措置をとらせていただきます。

(1) 収入超過者の家賃及び住宅の明渡し努力義務

町営住宅に引き続き3年以上入居している方が、一定の基準を超える収入となった場合は収入超過者決定通知書により通知します。この通知を受けた方は住宅を明渡しよう努力する義務があります。明渡しできない方については、収入及び収入超過者となってからの年数に応じ、一定の金額を割増加算した額を家賃として納入していただくことになります。

(2) 高額所得者の家賃及び住宅の明渡し義務

町営住宅に引き続き5年以上入居している方が、最近2年間に一定基準「高額所得基準」を超える収入を得ていると認定された場合は、高額所得者認定通知書により通知します。この通知を受けた方は町営住宅を明渡ししていただきます。該当者には、期限を定めて明渡しの請求を行いますので、期限までに住宅を明渡ししてください。

6. 入居の心得・義務について

町営住宅では、たくさんの方が一緒に暮らします。皆さんが快適に暮らすためにも生活のきまりを守りましょう。基本は「他人に迷惑をかけない」ことです。

(1) 鍵

玄関の鍵は、生命財産を守る大切なものですから紛失しないようにしてください。お渡しした鍵のうち1本でも紛失されますと玄関ドアの鍵一式を個人負担により取り替えていただきます。

(2) 確認書の提出

住宅は、生活に差し支えないよう一定の水準に達するまで補修しておりますが、すべての設備が新品と同様ではありませんので、この点をお含みのうえ家具等の荷物を搬入する前に住宅等を点検し、入居の際にお渡しする確認書に不良箇所等を記入し、入居可能日から2週間以内に必ず提出してください。

なお、指定された日までに確認書の提出がない場合は、現状の諸設備等の修繕要望はなかったものとみなします。

(3) 引越し時の注意

引越しや荷物の運搬・搬出は、他の入居者の迷惑にならないようにしましょう

○建物前の通路や前庭には車を乗り入れないでください

○ロープ等で荷物を引き上げての搬入はしないでください

○手すりは絶対に外さないでください

※上記に違反したり、又は他の理由で建物及び工作物を破損した場合は、入居者の責任において原状に回復していただきます。

(4) 表札

郵便物などを正確に受け取ったり、訪問の間違いを防ぐため、玄関ドアの横の室名札や郵便受けに室名及び氏名を記入してください。

(5) 管理人

各団地には、各棟に1人くらいの割合で管理人をお願いしてあります。管理人には、吉田町役場住宅担当から皆さんへ事務的な連絡や申請書、届出書等の取りまとめをお願いしております。管理人には、苦情やもめごとなどは絶対に持ち込まないようにしてください。

(6) ペット類の飼育禁止

動物（犬、ねこ、サル、ニワトリ等）の飼育は、住宅の保全又はトラブル防止のため、金魚、小鳥の小動物を除き禁止しています。

飼っている方にはかわいい動物でも、他の人には、鳴き声・臭い等が迷惑となりますので、絶対に飼わないようにしてください。

(7) ゴミの処分

ゴミは決められた場所・日・種類を守って捨てましょう。

家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管式）、電気冷蔵庫、洗濯機）を処分する場合は、家電製品の小売業者などに引き取ってもらう必要があります。

7. 届け出・申請・承認等について

次の場合は届け出等が必要です。直接吉田町役場住宅担当へ提出してください。

手続きの名称	手続きを必要とする場合	必要な書類
町営住宅入居者等異動届	1 入居者又は同居者の勤務先が変更したとき 2 入居者又は同居者が分婉したとき 3 入居者又は入居当初からの同居者が結婚したことによりその配偶者が同居したとき 4 同居者が転出又は死亡したとき	○町営住宅入居者等異動届 (様式第11号) ○添付書類 ・その事実の記載のある住民票、勤務先の証明書等
町営住宅同居承認申請	入居当初の同居親族以外の親族を同居させるとき又は一旦退去した同居親族を同居させるとき	○町営住宅同居承認申請書 (様式第10号) ○添付書類 ・入居者との同居予定者の続柄を証明する戸籍謄本又は抄本 ・入居者及び同居予定者の収入状況を証明する書類

町営住宅入居承継承認申請	名義人の死亡等により、従来から当該町営住宅に居住している者のうち配偶者、高齢者、障害者等が入居の権利を承継するとき	○町営住宅入居承継承認申請書 (様式第6号) ○添付書類 ・名義人と承継予定者の続柄を証明する戸籍謄本又は抄本 ・承継予定者及び他の同居者の収入状況を証明する書類
町営住宅用途変更、模様替え、増築等承認申請	エアコンを設置するとき又は電気の契約アンペアを変更するとき等。 ただし、基準に該当するときに限り認められますので、吉田町役場住宅担当へ御相談ください。 なお、退去の際は入居者の責任において原状に回復していただきます。	○町営住宅用途変更、模様替え、増築等承認申請書 (様式第12号) ○添付書類 ・設計図及び配置図 ・その他必要な書類
町営住宅不使用届	町営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。なお、他人に転貸することは禁止しています。	○町営住宅不使用届 (様式第14号)

8. 町営住宅の返還（退去）と修繕について

- (1) 町営住宅を返還しようとする場合は、その7日前までに町営住宅返還届（様式第26号）を吉田町役場住宅担当へ提出してください。
- (2) 町営住宅を退去する前に返還者と吉田町役場住宅担当の職員が立会って損傷状況を点検し、返還者が負担すべき下記のものについては、速やかに修繕し費用を負担していただきます。
 - ① 畳表の取替えまたは裏返し
入居期間が3年未満の場合は裏返し（既に裏返し済のものについては裏返し費用を入居者が負担）、3年以上の場合は新たに取替えをしていただきます。ただし、入居期間が3年未満の場合でも損傷度が甚だしい場合はこの限りではありません。
 - ② ふすまの張替え及び破損ガラスの取替え。
 - ③ その他入居者負担となる修繕。
- (3) 入居者が設置した風呂釜、風呂桶（浴槽）、湯沸器、換気扇、照明器具等は、退去する際、原則として撤去していただきます。

9. 入居者の負担する費用について

(1) 個々の入居者が直接負担するもの

- ①電気、ガス、水道の使用料
- ②汚物、ごみの処理に要する費用

(2) 共益費

町営住宅に入居すると家賃以外に共益費が必要となります。

団地によって異なりますが、入居する皆さんが共同で使用する施設の維持管理に要する費用のうち、共用部分の照明の電気料及び蛍光灯などの交換費、給水施設や污水处理施設の電気料、水道料、浄化槽の消毒及び清掃費、植木・草花などの手入費などは、共益費として入居者の皆さんの負担となっています。

これらはすべて、皆さんが日常の中で必ず使用している部分であり、自分は支払いたくないと言えるような内容のものではありません。

なお、共益費の徴収や支払については、入居者の皆さんで行っていただきます。

詳しいことは管理人等へお尋ねください。

(3) 修繕費

- ①次表により入居者負担となっている修繕費用

なお、負担区分の判定しがたい修繕が発生した場合は、吉田町役場住宅担当へ御相談ください。

- ②明渡し（退去）時に行う修繕のうち入居者負担とされるもの

町営住宅修繕負担区分

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		町	入居者	
① 建物全体	家屋の壁、基礎、土台、柱、梁、屋根、階段、雨樋	○		
	外壁塗装	○		(雨戸は除く)
	玄関扉、外廻りの建具の修繕	○		
	根太、床板、畳下荒床	○		
	畳表替、裏返し、障子及び襖の張替え		○	
	外壁、屋根からの雨漏り	○		
	ガラスの破損による取替え		○	
	建物内部、襖及びガラスの戸等の不良、破損修繕		○	
	雨戸の修繕		○	計画修繕の場合は町負担
	屋内に面する壁、天井、床の塗装		○	軽微なもの
	屋内外の建具の付属品(鍵、引手、アームストッパ、ドアチェック、戸車、レール、戸締金具、蝶番、防犯チェーン)の破損調整及び取替え		○	軽微なもの
	ひさし、ぬれ縁、下見板の破損		○	計画修繕の場合は町負担
	台所棚、押入内棚の取替え又は修繕・浴槽及びフタ		○	計画修繕の場合は町負担
② 給排水施設	屋内外給水管の水漏れ(鋼管部分)	○		
	スリース弁又は量水器以前の止水栓の水漏れ	○		
	水栓の水漏れ及び取替え		○	
	水栓のパッキングの取替え		○	
	フラッシュ弁の水漏れ		○	
	洗面器排水トラップの水漏れ		○	
	ロータンクの水漏れ(ロータンクの洗浄管接続部)		○	
	ロータンク便器間の洗浄管水漏れ		○	
	ロータンク内部フロートバルブ取替又は不良修理	○		
	洋風便器床と接触部ガスケット不良	○		
	陶器類のひび割れ等による修繕又は取替え		○	
	流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと排水管の接続部からの水漏れ		○	
	排水トラップの耐用年数経過による取替え	○		
	ベンチレーターの便器の取替え		○	
	便槽の不良箇所	○		便槽の蓋は入居者負担
	排水管(横走管縦管)の詰り清掃		○	
	屋外の排水溝、排水管の詰り清掃		○	
	流し台、洗面器破損取替え		○	(但し、計画修繕による場合は町負担)
	便槽のくみ取清掃		○	
	排水桝の蓋、防臭蓋の破損修理、取替え	○		庭付住宅の場合は入居者負担

区 分	修 繕 内 容	負担区分		備 考
		町	入居者	
③ 電気施設	電線管、電線ケーブル等、主開閉器破損修理取替え	○		
	各戸分電盤の取替え	○		
	電球、蛍光灯の取替え		○	
	スイッチ、コンセント、天井引掛シーリングの不良、非常用警報		○	
	照明器具の不良、その他破損		○	
	テレビ各戸ユニットの不良及び取替え		○	共聴用アンテナは町負担
	換気扇の新設又は取替え		○	計画修繕の場合は町負担
④ ガス施設	配管取替え	○		
	ガス栓の不良ヶ所点検、取替え		○	
	ガス栓用のゴムホースの不良、破損による取替え、給湯器		○	計画修繕の場合は町負担
	配管の塗装	○		
⑤ 境界施設	垣根(庭付住宅の場合)物干の補修		○	
	団地境界フェンスの破損修理	○		
	団地構内フェンスの破損修理	○		
⑥ 共同施設	給水ポンプの点検修理	○		
	受水槽、高架水槽の清掃及び水質検査	○		
	受水槽、高架水槽の滅菌機等の薬液補充及び管理費用		○	
	滅菌機の修繕(機器破損等)	○		
	共同ポンプ室扉、屋上マンホール等の鍵の取替え	○		
	共同灯、防犯灯の電球、単独スイッチの修繕		○	テレビ単独アンテナ
	遊戯施設(ブランコ、ベンチ、スベリ台等)の維持修繕	○		
	パーゴラの塗装	○		
	砂場の水はけの直し		○	
	共同水栓取替え及びパッキング取替え		○	
	浄化槽ポンプの点検修理	○		
	浄化槽の清掃維持管理、汚物、ごみの処理		○	
	敷地内道路、通路、土留の維持修繕	○		
	樹木の整枝、草刈り、張芝等の手入れ		○	
⑦ その他	使用者当然入居者が負担しなければならない補修費用(故意過失又は紛失によるもの)		○	

(注)このほか、入居者の故意・過失・その他通常の維持管理義務を怠ったことにより生じた破損又は損耗等の場合には入居者の負担により補修していただきます。

10. 安全なくらしのために

(1) 団地の防災

町営住宅は、御承知のとおり、耐震・耐火上、きわめて安全性の高い鉄筋コンクリート構造です。災害の場合でも、とくに心配することはありません。

“備えあれば憂いなし”地震・火災等に備える心がまえについて、ひととおり知っておいていただきたいと思います。

(2) 地震

鉄筋コンクリート造りでも相当にゆれます。上階ほどゆれ方は大きくなりますが、どんな地震でも建物が倒壊することはまずありません。あわてて、廊下や階段に飛び出すことは、かえって危険です。

◎落ち着いて行動する。

◎ガスの元栓を締め火元を確かめる。

◎家具などの転倒や落下物に十分気をつける。

(3) 水道の事故防止

① 水漏れ

屋内で漏水等の事故があった場合は、各戸の玄関外の階段室正面にパイプボックスがありますので、このボックスを開けて中のバルブを閉めてから吉田町役場住宅担当へ連絡してください。

② 断水

断水は停電、機械の故障、水の使用量が急激に増えたときなどにおこります。

◎断水したときは、必ず栓を閉めておいてください。

◎蛇口に取り付けられたホースの先が浴槽や洗濯機などの水の中に入っていると、断水するとき「サイホン作用」により水が逆流して汚染することがあります。断水になりましたら、水栓を必ず閉めてください。

◎断水の後、濁った水が出ることがあります。断水が終った後、しばらく水を流してから使用してください。

③ 御注意

☆1日以上留守にするときは、事故発生防止のため、メーターボックス内の元栓を閉めてください。

☆メーターボックスへは、物品を入れないでください。修理、検針に支障となるばかりか、メーターの故障、水漏れの原因になる場合があります。

(4) ガスの事故防止

① ガスの事故は、直接生命にかかわることですので、使用しない時は元栓を締めるとともに、燃焼時にも正しい使用法を守ってください。又、ガス器具の取付調整等は専門の業者にお願いして安全に努めてください。

② 万一事故が発生した場合は、昼夜をとわずただちにガス会社や販売店に連絡してください。一度ガスの元栓を確かめておくことも必要です。

③ ガス中毒

鉄筋コンクリート造りの住宅は、気密性が高く、又、自然換気量が少ないので、ガス中毒事故防止のため、十分換気に御注意ください。

●一酸化炭素中毒

閉めきった室内でガス器具など使用していると炭酸ガスが増えて、酸素が欠乏します。このため、不完全燃焼をおこして、有毒な一酸化炭素が発生します。

なお、ガス器具に「さび」や「すす」がたまると不完全燃焼をおこしますので、定期的に手入し、良好な状態で御使用ください。

●換気

ガス器具の使用にあたっては、換気に御注意ください。

通風に心がけるとともに、台所では、換気扇を御利用ください。

なお、瞬間湯沸器を設置する場合は、建築基準法（第28条第3項）より、換気扇を取付けることが義務づけられております。

④ 使用方法

◎器具やゴム管は、ガス会社の検査済のものを使用しましょう。

◎ゴム管は、十分差し込み、安全バンドで固く締めましょう。

◎古くなったゴム管は、新しいものに取り替えましょう。

◎器具は、ときどき点検し、ガス孔は良く掃除しましょう。

◎使用しないときは、元栓を閉めておきましょう。

⑤ ガス爆発事故の防止

ガス爆発の被害の大きさは新聞等で御存知のとおりですが、公営住宅は気密性が高いため、ガス漏れが生じると、ガスが外部へ発散せず室内にこもり、わずかな火気（たとえば、スイッチからの火花）でも爆発します。ガス漏れで室内にガスが充満したような場合には、窓を開け放って換気につとめ、すぐ最寄りのガス会社へ連絡してください。又、他の住宅等

でガス臭を感知したときは、むやみに立入ることはやめ、すぐ最寄りのガス会社や消防署へ連絡して、その指示に従ってください。

(5) 火災予防

火災予防には日常とくに細心の注意をはらうとともに、非常の場合に備えて家庭用の小型消火器を用意するよう心掛けてください。

火災で建物に損害をあたえた場合、火災を起こした入居者に損害額を負担していただくことになります。

また、火災・水漏れ・風水害等による家財道具（家具、電気製品等）の損害は、町では補償できませんので、個人の財産である家財は、入居者の方で家財保険に加入してください。

なお、参考のため火災になりやすいケースを次に例示しておきますので特に注意してください。

- ① 就寝時、酔ったとき、外出直前の煙草
- ② 石油ストーブの注油時
- ③ ガス漏れ
- ④ 天ぷらを揚げているとき
- ⑤ 電気こたつ、ヘアドライヤーの消し忘れ
- ⑥ 子供の火遊び

(6) 非常時の避難方法

火災等で玄関入口、階段から避難出来ない時はベランダを利用して避難してください。ベランダの戸境に仕切板がある建物の場合は、非常時にはこわして避難することができます。この場合、ベランダに物を置いておくとスムーズに避難出来

ませんのでベランダに物を置かないでください。

なお、非常の場合に備えてロープやなわばしごを用意されるよう心がけてください。

(7) 落下事故防止

- ① 室内およびベランダの手すりは皆さんの生命を守るものです。絶対に取り外しをしないでください。また、子供さんをお持ちの方は手すりのそばに台などを置いて子供さんが手すりによじ登ることのないようにしてください。
- ② 子供さんが手すりにつかまって遊んでいるのを見かけたら注意してください。
- ③ 手すりを取り外さなければ使用出来ないクーラーやウィンドファンは設置出来ません。

11. 快適な生活のために

(1) 結露（水滴）の予防と措置

●結露とカビ

コンクリート造りの住宅はカビが生じやすくなります。また、木造住宅と違い、すき間が少なく、自然の換気が十分でないため湿気が多く、暖房器具を使用する冬期や湿気の多い梅雨時には、「結露」（室外と室内の温度差が大きいため、暖かい空気が急に冷やされて水滴となる現象）が起こりがちで、特に北側の壁や妻側壁（各棟の両端住宅部分の壁面）に多く見られます。これらは、コンクリート造りの住宅には、避け難いものですから、その予防のために、次の点に心がけてください。

◎できるだけ窓を開け、押入れのふすまも時々あけて、室内の風通しをよくする。

◎水蒸気が多量に発生する炊事時や石油ストーブなどの暖房器具を使用する冬期には、時々窓をあけて換気する。

◎家具と壁との間は、10cm程度のすき間をあけて、風通しをよくする。

◎窓ガラスに水滴が流れる様になったときは、丹念に拭き取る。

(2) 排水口・排水管

- ① 台所で使った水は、流しの排水トラップの「目皿」や「ストレーナー」でこされ、建物内の排水管を通り、下水管に流れ込む仕組みになっております。排水トラップの一部には常時水がたまっていて、これに「わん」をかぶせることにより、

ためますや排水管内の臭気が室内に入るのを防ぐ役目をしますので、「わん」は必ず取り付けておいてください。

なお、いつも気持よく台所を使うために、次のことを心がけましょう。

◎米粒、茶がら、野菜のくず及び油などが、排水管に流れ込まないようにしてください。

◎目皿、ストレーナー、わんは引き上げると簡単に取りはずしができますので、一日一度は必ず手入れをし、たまったごみを取り除いてください。

② トラップ内にあるシリンダーエースは永年使用すると腐食してしまうことがあります。このような場合は、吉田町役場住宅担当へ連絡し取替えて下さい。

③ 便所、台所、浴室の排水管は上から下までの各戸共同で使用するようになっております。排水管をつまらせると他の入居者に迷惑がかかりますので注意してください。特に便所では水溶性のトイレットペーパー以外使用しないでください。

④ 排水管（横走管縦管）は各棟毎に定期的（年1回程度）に清掃するようにしてください。

⑤ 排水管をつまらせた場合は、本人の責任において修理していただきます。

(3) ダニ

春先から、梅雨、夏にかけて毎年様々な虫が発生します。畳に発生する虫としてはいろいろありますが、畳に使用されている稲わらの茎心に残っている栄養分や、カビを栄養分になっているケナガコナダニが一般的によく発生します。このケナ

ガコナダニは、畳の外にはい出しても人体を刺すことはありませんが、このケナガコナダニ類を捕食して繁殖するツメダニが例外なく発生し、これが時折、人の皮膚を刺すことがあります（このほかにアリガタバチと呼ばれる昆虫も人の皮膚を刺すことがあります）。

まず、発生条件をみますと、温度 20 度から 32 度、湿度 75% から 85% の間で増殖し、それ以上、以下でも死滅します。

発生した場合の駆除及び防除として、次の方法が考えられます。

- ① 常に室内の通風を良くして、畳を乾燥度の高い状態にすること。
- ② 台所、畳等の清掃を定期的に行い、虫類のエサとなるものをなくし、清潔な状態に心掛けること。
- ③ 殺虫剤を用いること。

畳にじゅうたんなどを敷いたままにするとか、菓子などをこぼしたままにしますと、虫類の格好の発生条件を作ることとなります。毎日の掃除を心がけ快適な生活を送りましょう。掃除の方法としましては、電気掃除機の筒先がとがった器具で、畳のへりなどを吸い取るのが効果的です。また、ケナガコナダニが発生した場合は、できるだけ掃除の回数を多くして、ダニ類の数を減らすことがツメダニの発生を防除することになります。

(4) 室内の設備とその注意事項

① 電気

(ア) 照明器具

照明器具は玄関、浴室、便所には備えつけてありますが、それ以外は皆さんが持ち込まれることになります。居室の天井には引掛シーリングがついており蛍光灯用のコンセント付になっております。なお、すでに設置してある電球等が切れたときは皆さんで取り替えていただきます。

(イ) 電気の契約容量について

各戸の電気容量は各団地によって違っており、新たな電気器具を使用することにより容量を増やしたい場合は、事前に町営住宅用途変更、模様替え、増築等承認申請書（様式第 12 号）を吉田町役場住宅担当へ提出し承認を得てください。

(ウ) ルームクーラーの設置について

ルームクーラーを設置する場合は必ず事前に町営住宅用途変更、模様替え、増築等承認申請書（様式第 12 号）を吉田町役場住宅担当へ提出し承認を得てください。

② 風呂釜・風呂桶（浴槽）

風呂釜、風呂桶（浴槽）を持ち込む必要がある住宅については、使用出来る風呂釜は 2 種類（煙突式とバランス釜）あるので、取扱い業者にお問い合わせのうえ、購入してください。

(5) 居室内の防水

居室内は浴室を除き防水処理がしてありませんので、水等をこぼしますと階下へ漏れてしまいますので御注意ください。

特に玄関の土間を掃除するときは、水を流さず打ち水程度にしてください。

なお、水まわりの修繕を自分で行う場合は、必ず止水栓を

とめて行ってください。

(6) 共同で使用するもの

① 階段及び廊下

中層耐火構造団地では1階の階段下に自転車、オートバイ等が放置されると、緊急時の避難に支障となります。また、ガスメーター及び玄関入口のコンクリートが自転車、オートバイ等によってこわされることが多いので、階段のところには自転車など物を置かないようにしてください（オートバイ、自転車、幼児用の車などは駐輪場または各戸の物置に入れてください。）。

② 集会室

集会室は、団地の皆さん方の共益的施設ですから、大切に使用してください。なお使用するときは、あらかじめ管理人等の承諾を得てから使用してください。使用にあたっては、建物や備えつけの備品等を破損した場合、皆さん方の負担となりますから注意してください。

③ 遊園地・広場等

(ア) 団地の遊び場、広場等の施設の草刈り、樹木の手入れなどを定期的に行って、環境の美化と共同の街づくりに努めてください。

なお、幼い子供さんの遊びには、必ず充分の指導と監督をお願いします。

(イ) 団地内の側溝の清掃、階段おどり場等は、入居者の皆さんで清掃してください。

(ウ) 屋上、物置き等（ベランダを含む。）にアンテナ類を設置する

ことは危険であり、また雨もり等の原因になりますのでやめてください。

④ 駐車場

駐車場を使用する場合は、町営住宅駐車場使用申込書（様式第 29 号）を吉田町役場住宅担当へ提出してください。

入居者が所有する自動車は、使用許可を受けた駐車場に駐車してください。指定場所以外の駐車や路上への駐車はしないでください。

なお、個人で利用できる駐車場は、原則として 1 戸につき 1 台としていますので、2 台以上車を駐車する場合は、民間の駐車場を利用してください。

12. その他について

(1) 物品販売のあっせん

団地内に町からのあっせんということで物品の販売をする業者がしばしば見受けられますが、町では一切物品の紹介及びあっせんをしておりませんので御承知ください。

(2) 町営住宅の立ち入り

町営住宅の管理上、町の職員が住宅に立ち入らせていただく場合がありますが、その際は御協力をお願いします。

この場合には、職員が立入検査員証を持っていますので確認してください。

